

制限回数を超える医療行為について（案）

（修正案）

- 制限回数を超える医療行為については、まずは、診療報酬調査専門組織の医療技術評価分科会において、保険給付との併用を認めるものと認めないものとの区分けや、認める場合の必要な条件等について検討し、診療報酬基本問題小委員会に報告する。
  
- 診療報酬基本問題小委員会においては、医療技術評価分科会における検討の結果を踏まえ、制限回数を超える医療行為の取扱いについて検討を行い、中医協において、本年夏までに結論を得る。  
検討の過程において、医学的な根拠が明確なものがあれば、保険導入の適否について検討を行う。
  
- 制限回数を超える医療行為について、保険給付との併用を認める場合にあっては、不当な患者負担の増大を防止するために、その実施に当たっては、保険医療機関に対し、関係する事項の揭示、十分な情報提供の下での患者の自由な選択と同意、自費負担に係る徴収額と明確に区分した領収書の交付、実施状況の地方社会保険事務局長への定期的な報告等を求めることとする。